平成２１年（フ）第６９４号
川崎市川崎区川中島１丁目11番７号　サンコーポ田中202
債務者　伊波　純子（旧姓湯田）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６９６号
川崎市川崎区大師河原１丁目１番13―705号　ミラリオ大師河原３号
債務者　佐野　直哉
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６９９号
川崎市川崎区浅田２丁目２番14―203号　ライオンズプラザ川崎第２
債務者　伊藤　竜馬
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４８９号
金沢市額新保１丁目273番地　石住４―304号
債務者　平　　和恵
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５５９号
金沢市泉野町４丁目13番40号　パークハウス泉野307号、従前の住所金沢市野町４丁目６番43号
債務者　廣澤　伸昭
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第７５６号
愛知県豊田市豊栄町３丁目131番地　スペリア豊田107号
債務者　佐野　勇次
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７６７号
愛知県西尾市新在家町中屋下23番地１　ＡＮＮＥＸ中屋下Ａ棟101号室
債務者　高桑　一徳
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８０２号
愛知県岡崎市藤川荒古１丁目10番地13　ハイツイーストヒル108
債務者　近藤　猛豪
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８７１号
福岡県春日市大谷９丁目40番地シティパル春日セントレ122号
債務者　市丸　博樹
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０００号
福岡市中央区今泉２丁目１番42―402号
債務者　谷口　清子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３８３号
福岡県太宰府市石坂１丁目２番12号コーポ秋山Ｂ201号
債務者　岩崎　　博
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３８４号
福岡県太宰府市石坂１丁目２番12号コーポ秋山Ｂ201号
債務者　岩崎みえ子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４４９号
福岡県大野城市仲畑１丁目38番６号
債務者　上野　雅行
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４６７号
福岡市東区和白東１丁目18番1506号
債務者　上田　健太
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５４０号
福岡県前原市波多江駅北４丁目11番35―707号
債務者　萱島真由美（旧姓二宮）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５６１号
福岡県宗像市三郎丸３丁目25番14号
債務者　畑江　　隆
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５６２号
福岡県宗像市三郎丸３丁目25番14号
債務者　畑江　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部